

令和8年度（2026年度）

大気汚染常時監視自動測定機保守点検業務委託

仕様書

熊本市

令和8年度（2026年度）
大気汚染常時監視自動測定機保守点検業務委託仕様書

1 目的

大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき、熊本市内における大気汚染の状況を常時監視する大気汚染監視局の大気自動測定機等（以下「機器等」という。）の、高いデータ精度を確保するため、機器等の保守点検整備（以下「点検業務」という。）を行う。

2 点検業務の概要

機器等の正常稼働を図るために、定期的な作業点検、校正、故障の予防措置、軽微な故障個所の修理等、保守管理上必要な業務及びこれらに付随する業務を行う。

3 業務の対象

別表1に示す大気汚染監視局での稼働中の機器等を対象とする。

4 履行場所

熊本市内

5 履行期間

業務の履行期間は、令和8年（2026年）4月1日から、令和9年（2027年）3月31日までとする。

6 業務の内容

本業務の受託者は、環境省編集「環境大気常時監視マニュアル 第6版」の内容及び機器製造者の取扱説明書に従って、次の点検業務を行うこと。但し、熊本市（以下「委託者」という。）が特に指示する場合はその指示事項に従うものとする。

点検業務の実施にあたっては、欠測を最小限に止めるよう努め、光化学オキシダントの濃度の1時間値が80 ppbを超える恐れがあるときは、オキシダント計の点検業務は延期すること。

（1）点検業務

点検業務は、通常点検整備、定期点検整備及び臨時点検整備とする。

各点検整備の頻度とその内容は、様式1～9に示すとおり、通常点検整備は、2週（年26回）点検とし、定期点検整備は、1ヶ月（年12回）、3ヶ月（年4回）、6ヶ月（年2回）、1年（年1回）点検及び臨時点検整備に分ける。

① 通常点検整備

ア 通常点検整備は、様式1～9の点検報告書に示す項目の点検整備を1局について2週毎に各1回実施するものとする。

イ 点検整備の実施に先立ち、テレメータ用データ収録器（REC-1 21）の

日時を確認し、実際の時刻と1分以上の狂いがある場合は、時間の調整を行うものとする。

さらに、データ収録器の記録データと機器等の記録値を照合し、収録が正確に行われていることを確認するものとする。

ウ 点検は、必ず様式1～9の点検報告書を携行し、点検整備事項を記入するものとする。

エ 点検、調整等の実施に伴う欠測及び機器等の故障による欠測は、その原因内容と共に速やかに委託者に連絡するものとする。

② 定期点検整備

ア 定期点検整備は、通常点検整備以外の点検周期を行う点検及び感度校正をいう。

イ 機器点検整備時には、必ず様式1～12の点検報告書を携行し、点検整備事項を記入するものとする。

ウ サンプリング流量の測定結果については、様式10に定めるサンプリング流量報告書の様式に記録し報告するものとする。

エ オキシダント計（オゾン計）の動的校正是、9月と2月に実施することとし、熊本県が定める「オゾン計及びオキシダント計の目盛校正手順」に基づき実施し、その結果については、様式11に定めるオキシダント計（オゾン計）動的校正結果報告書の様式に記録し報告するものとする。

動的校正に使用するオゾンモニターについては、使用前に熊本県保健環境科学研究所の3次標準器にて校正を行うこと。その校正に関しては、熊本県が定める「オキシダント自動測定機の校正に係る規程」に基づき実施すること。

オ 浮遊粒子状物質測定機及び微小粒子状物質測定機における、等価膜での感度校正にあたっては、測定値等を様式12に定める等価膜測定結果報告書の様式に記録し報告するものとする。

③ 臨時点検整備

通常点検整備及び定期点検整備以外の委託者からの点検整備（小修理、点検、調整等）の要求に対しては、速やかに対応し、その結果について様式13により、委託者に報告するものとする。

（2）保守点検計画書の作成

① 受託者は、別表2に示す点検年間計画表に基づき、各月の保守点検計画書を、毎月1日までに様式14により提出し、その承認を得なければならない。

② やむを得ない理由により前号の計画を変更しようとする場合は、その理由を付して、委託者の承認を得なければならない。

（3）機器等の故障への対応

① 本業務の実施に際して機器等の故障を発見した場合、受託者は委託者に緊急連絡を行い、直ちに応急処置を講じると共に、様式15に示す故障報告書を提出しなければならない。

② 分解清掃又は部品の交換等により復帰する程度の軽微な故障は、受託者が修理

を行うものとする。

③ 委託者は、故障の状況及び原因等を調査し、その結果、前号の範囲を超える重度の故障と判断した場合は、委託者が別途修理を実施するものとする。

(4) 有効測定率の確保

- ① 受託者は、機器等を常時正常に作動させ、有効測定率を 95 %以上に保持するよう努めなければならない。
- ② 機器等の温度上昇防止のため、各測定局舎内に設置してある冷房機を適宜使用するものとする。
- ③ 機器等の正常動作維持のため、局舎内は常に清潔にしておかなければならない。

(5) 測定データの受け渡し

- ① 回収した各機器の記録紙は、月ごとに委託者に提出すること。

(6) 業務連絡

- ① 受託者は、業務開始前及び終了後は、委託者に連絡しなければならない。
- ② 受託者は、速やかに連絡体制系統図を提出するとともに、委託者の日常執務時間は、委託者から点検責任者及び点検実施者への連絡が直ちにとれるようにしておかなければならない。

(7) 点検責任者及び点検実施者の業務及び資格

- ① 受託者は、契約締結後、点検業務の点検責任者及び点検実施者（各 1 名）を届けるものとする。
- ② 点検責任者は、点検実施者が行う点検業務の実施状況を監理する者で、業務の経験を 10 年以上有するものでなければならない。
- ③ 点検実施者は、通常及び定期、臨時点検整備業務を実施する者で、業務の経験を 3 年以上有するものでなければならない。
- ④ 点検実施者は、公益社団法人日本環境技術協会が行う「環境大気監視測定機器維持管理講習会」又は「環境大気常時監視技術講習会」の修了者、若しくは、環境大気常時監視技術者試験の初級技術者、専門技術者、主任技術者のいずれかでなければならない。

(8) 報告書等の提出

受託者は、点検業務の月ごとの履行状況について様式 16 により翌月 10 日までに、委託者に報告するものとする。

(9) その他

調整方法その他の詳細事項は、委託者と打ち合わせのうえ実施するものとする。

受託者は、点検業務の実施状況について委託者の検査を受けなければならない。検査結果による指示事項については、誠意を持って速やかに改良改善を実施しなければならない。

8 保安

受託者は、点検業務実施中に生じた不測の事故については、所要の措置を講じるとともに、事故の内容、発生の原因、被害の内容及び講じた措置を、速やかに委託者に報告しなければならない。

9 費用負担等

(1) 試薬及び交換部品

- ① 別表3～10に示す規格の試薬及び交換部品は、受託者の負担で購入するものとする。
- ② 別表3～10に示す以外の試薬及び交換部品は、委託者が受託者に支給する。

(2) 貸与物品

次の物品については熊本市が受託者に貸与する。

- ① 取扱説明書（各機種につき1冊）
- ② 測定局出入口の鍵
- ③ オキシダント校正器
- ④ オゾン発生器
- ⑤ ガスマーテー
- ⑥ 流量計（微小粒子状物質測定機用）
- ⑦ ゼロガスフィルター（微小粒子状物質測定機用）

(3) 点検用機材

点検業務に使用する機材（温湿度計、大気圧計、校正用分割器等）は、9の(2)に規定する貸与物品を除き、受託者が用意するものとする。

(4) 校正用ガス

校正用の標準ガスについては委託者が支給する。

(5) 修理部品

6の(3)②に基づき受託者が行う修理に要する部品は、委託者が支給する。